

千葉県〇〇歩道橋ネーミングライツ契約書

千葉県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する歩道橋に対する施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（ネーミングライツ）

第1条 甲は、乙に対して、下表歩道橋のネーミングライツを付与する。この場合、乙の定める歩道橋の名称は愛称とし、歩道橋の正式名称はこれを変更しない。

2 乙は、下表歩道橋の桁部分に企業名、商品名などの愛称を標示することができる。

3 乙は、下表歩道橋のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

対象施設	所在	愛称
〇〇歩道橋	××市△△	・・歩道橋

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 愛称の使用期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（契約金額）

第3条 本契約に基づく契約金額（ネーミングライツ料）は、下表のとおりとする。

期 間	金 額
令和6年1月1日～令和6年3月31日	円
令和6年4月1日～令和7年3月31日	円
令和7年4月1日～令和8年3月31日	円
令和8年4月1日～令和8年12月31日	円

2 乙は、前項に定める契約金額を年度ごとに納付するものとし、甲の発行する納入通知書により指定された期日までに納付するものとする。

3 乙は、納期限までに契約金額を納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につきその金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により、一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

4 本契約に定める契約期間において、甲が行う歩道橋の修繕等の道路工事により、乙が標示した愛称の一部又は全部が可視できなくなった場合においても、その可視できない期間に相当するネーミングライツ料の免除又は減額はしない。また、すでに納付したものについては返金しないものとする。

(愛称の標示)

第4条 乙は、本契約に基づき、道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認を受け、歩道橋に愛称を標示することができる。愛称を標示する費用は、乙の負担とする。

2 本契約終了時は、前項同様乙が道路法第24条の承認を受け、自らの費用負担により標示を消去するものとする。

3 標示場所、デザイン等は、別図のとおりとする。

4 標示は、甲に帰属するものとする。

5 乙が標示部分の汚損により清掃等が必要と判断した場合は、甲と協議したうえで必要な手続きを行い、清掃等を実施することができる。

6 天災、事故その他の事由により歩道橋が損傷し、判別不能となった場合、乙は、第1項の定めにより愛称を再度標示することができる。

7 甲が行う歩道橋の修繕等の道路工事により、標示が契約期間内に消去等され、愛称(ロゴマーク及び歩道橋名)を再度標示する場合は、乙の負担によるものとする。

8 甲の故意又は過失(第7項の場合を除く)により、標示が契約期間内に消去等された場合、甲の責において、愛称を再度標示するものとする。

9 歩道橋が契約期間内に廃止、撤去等された場合や、歩道橋の管理者が千葉県でなくなった場合、本契約は自動的に解除される。この場合において、甲は乙が既に納付済みの契約金額について、月割計算により原因発生日が属する月の翌月以降の分を返還する。返還金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(愛称の変更)

第5条 乙は、やむを得ない事情により愛称を変更する必要がある場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。

2 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、乙の負担とする。

(本契約の期間満了)

第6条 乙が、本契約の期間が満了する日の翌日から、本契約の目的と同目的の新たな契約を締結しようとするときは、令和○年○月○日までにその意思を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、甲乙が協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が令和○年○月○日までに不調となった場合には、本契約は、第2条に定める期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第4条第2項に定めるところにより原状に回復するものとする。

(知的財産権)

第7条 乙が、愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。)を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本契約及び取引上の社会通念に照らして自身の責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は、契約の解除をすることができない。

2 乙について、千葉県歩道橋ネーミングライツスポンサー公募要項(令和〇年〇月〇日公募分)に定める応募要件に違反していることが判明したとき、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

3 次の各号いずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。また、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

(1) 前2項に定める契約解除を甲が行った場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

(有益費等の放棄)

第10条 本契約が終了したとき(甲が前条に定める解除権を行使したときを含む。)は、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第9条第1項に基づき契約を解除できる。

(契約の費用等)

第12条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(疑義に関する協議)

第13条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 千葉県千葉市市場町1-1
千葉県
千葉県知事

乙 住所

氏名 (名称)

歩道橋ネーミングライツのイメージ図